

事務処理誤り等に関する対応状況について（一括公表）

※ 個別公表したものは含みません。

No	発生日 （判明日）	発生事案 （事由）	所管課	概要	個人（法人）情報の漏えいの有無	対応状況	再発防止策	問合せ先 電話番号
1	2024.11.13 (2025.5.1)	事務処理誤り	市民部 税務課	同じカナ氏名の別人に軽自動車税を誤って課税した。	無	誤って課税していた方には電話で謝罪の上、課税を取り消し、誤った納税通知書の回収依頼を行った。 本来課税すべき方に、納税通知書を発送した。	毎月、「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことができるサービス）」から取得したデータを軽自動車税システムへ登録（一括移入）しているが、当該データとシステム登録後のデータの突合の徹底を図る。 職員の目によるダブルチェックの徹底を図る。	0796-21-9045
2	2024.10.9 (2025.5.1)	事務処理誤り	市民部 税務課	2件、所有者ではない人に軽自動車税を誤って課税した。1件は、使用者で登録すべきところを、所有者で登録した。もう1件は、本来課税すべき方とは全く関係のない業者を登録した。	無	誤って課税していた方には、それぞれ電話で謝罪の上、課税を取り消し、誤った納税通知書の回収依頼を行った。 2件とも、本来課税すべき方に、納税通知書を発送した。	毎月、「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことができるサービス）」から取得したデータを軽自動車税システムへ登録（一括移入）しているが、当該データとシステム登録後のデータの突合の徹底を図る。 職員の目によるダブルチェックの徹底を図る。	0796-21-9045
3	2025.4.15 2025.4.18 (2025.5.2)	事務処理誤り	総務部 総務課	地縁による団体の告示された事項の変更告示にて、代表者住所を誤って記載し告示を行った。（3件） 併せて誤った告示の写しを各代表者に送付した。	無	誤った告示の取消し告示を行い、正しい住所を記載した告示を行った。 併せて各代表者にお詫びを行い、誤った告示文書の写しを回収し、正しい告示の写しを渡した。	告示前に、告示文書に記載の内容が申請書類と相違ないか、再度確認を実施する。	0796-23-1116
4	2025.3.27 (2025.5.8)	事務処理誤り	但東振興局 市民福祉課	転居に伴う国民健康保険の手続きの際、本来手続きが不要な異動者を国保加入させ、還付が発生した。	無	対象者宅を訪問し、謝罪と過誤納金の還付に係る説明を行い、通知書を手渡した。	事務手順の見直しとマニュアルの更新、また、複数人によるチェック体制を強化する。	0796-21-9033
5	2025.4.24 (2025.5.26)	個人情報の漏えい	健康福祉部 社会福祉課	日本赤十字社活動資金の集金を各区長依頼した際、前年度の納入者の氏名を記入した受領証綴りを誤って配布していた。【対象者数：8名】	有	誤配布先で報告をいただいた区役員を訪問して謝罪するとともに、誤配布した受領証綴りを回収した。また、誤配布した受領証を作成した区の区長に説明し謝罪した。	各区に配布し回収した受領証綴りは当該年度限りの使用とし、未使用であっても次年度で再使用しない取扱いに改める。	0796-24-5504
6	2025.5.12 (2025.5.27)	事務処理誤り	市民部 税務課	eLTAXから取得したデータを、個人住民税システムに移入する際のデータ入力誤りにより「令和7年度給与所得等に係る市民税等の特別徴収税額の決定通知書」（特別徴収義務者用）と同通知書（納税義務者用）を、eLTAXを通して別事業所にデータ誤送信していることが判明した。（1事業所分） また、そのデータをダウンロードするためのパスワードを、上記とは別の事業所に送っていたことも判明した。	無	送信先の事業所において、誤送信したデータが未開封及びダウンロードされていない旨を確認し、当該データを削除した。 パスワードが誤送付された事業所に、メールの削除をお願いした。	eLTAXから取得したデータを、個人住民税システムに移入する際に、データの修正（手入力）をしない。 元データと移入後のデータの突合するツールを用いてチェックする。	0796-21-9045